

古式銃砲および刀剣類の登録審査について

銃砲・刀剣類を発見した場合、届け出の義務があります。発見した場合は、その銃砲・刀剣類に都道府県が発行する登録証があるかどうか確認してください。

登録証がある場合

登録証に記載されている所有者と実際の所有者が同じ場合は、手続き等の必要はありません。所有者の変更等を行っていない場合は、その登録証の発行都道府県教育委員会へお問い合わせいただき、「所有者変更届出書」を提出してください。

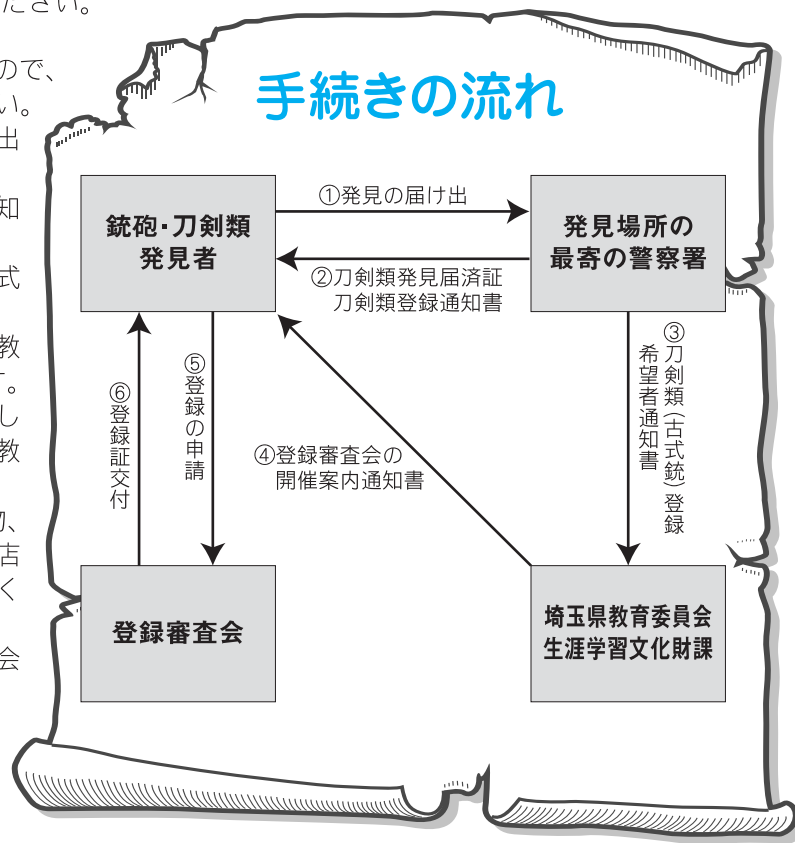
登録証がない場合

届け出の必要がありますので、次の手順で届け出てください。

- ①最寄りの警察署へ現物を持参し、発見の届け出を行います。
- ②警察署から「刀剣類発見届済証、刀剣類登録通知書」が発行されます。
- ③警察署から都道府県教育委員会に「刀剣類（古式銃）登録希望者通知書」が送付されます。
- ④登録審査会の開催案内通知書が、発見者に県教育委員会生涯学習文化財課から送付されます。原則、通知に記載された日時の審査会に参加していただきますが、都合があわない場合は、県教育委員会生涯学習文化財課へご連絡ください。
- ⑤審査会の日に②、④、および銃砲・刀剣類の現物、登録審査料6,300円（埼玉県収入証紙・県庁売店で購入できます）を持参し、登録申請を行ってください。

※必ず、④の開催案内通知書が届いてから、審査会へお越しください。

手続きの流れ



問い合わせ／県教育局生涯学習文化財課
(☎048・830・6986) へ。

後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料は、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」と、全員が等しく負担する「均等割額」の合計額です。被保険者一人ひとりに課されます。

この「所得割額」の所得割率と「均等割額」は、二年ごとに見直すことになっており、今回、それぞれ次のように引き下げられました。

平成22・23年度の保険料

所得割額の所得割率…7.75%（平成20・21年度は7.96%）
均等割額…40,300円（平成20・21年度は42,530円）

◎社会保険などの被扶養者について

後期高齢者医療制度へ加入する前、被用者保険の被扶養者だった方は、当分の間保険料が軽減されます。保険料の所得割額は課されず、均等割額の9割が軽減されます。

◎後期高齢者医療保険料の納め方

後期高齢者医療保険料は、原則年金からの天引き（特別徴収）ですが、さまざまな条件により、納付通知書による窓口納付（普通徴収）になることがあります。

また、保険料の年金天引きを中止し、口座振替に変更することもできます。変更の手続きについては、町民課にご相談ください（国保税等の納付実績により、年金天引き中止の申し出が認められない場合があります。また、口座振替不能になった場合は、再度、年金天引きになる場合があります）。

○特別徴収（年金からの天引き）の場合

年金の受給額が年間18万円以上で、本年2月まで特別徴収（天引き）で納付していた方は、本年度も特別徴収となり、年6回の年金受給時に、保険料が自動的に年金から天引きされます。7月中旬に保険料決定通知書が送付されますのでご確認ください。

○普通徴収（納付通知書による納付、または口座振替）の場合

年金の受給額が年間18万円未満の方や、介護保険料が年金から天引きされていない方、年金天引きを口座振替に変更された方、また本年4月以降に75歳になった方や他市町村から転入された方等は普通徴収となります。7月から来年2月までの計8回保険料を納付通知書により金融機関等の窓口で納付をしていただきます。また、口座振替をご希望の場合は最寄りの金融機関にお申し込みください。申し込んだ翌月からの取り扱いになります。

昨年10月以降に75歳になった方または10月以降に転入された方等は、本年10月から特別徴収が開始される場合があります。納付通知書をご確認ください。

問い合わせ／町民課（☎581・2121内線110）へ。



ご協力ください！ 税の納期内納付

皆さんに納めていただいた税金は、町の行政運営に必要な財源として大きな役割を担っています。町民の皆さんが安心して豊かな暮らしを送るために、この財源をもとに必要な施策を実施していますが、これは納税者の自主的な納税と公平な負担により成り立ちます。納期内納付にご協力をお願いします。

■自主納税制度

税金は納税者の皆さんに、定められた期限（納期限）までに自主的に納めていただくものです。このことを、自主納税制度といい、税金本来の姿です。

■口座振替のご利用を

町税の口座振替は、町内にある銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合の各本・支店、およびゆうちょ銀行・郵便局で利用できます。口座振替を利用すると、金融機関等に出かけずに、確実に納税することができ、ぜひご利用ください。

■コンビニで税金が納付可能に

今年度課税分から、全国の主なコンビニエンスストア（コンビニ）でも町税の納付が可能になりました。曜日や時間を気にすることなく、取り扱い期限内であればいつでも納付できます。

■町税の滞納

定められた納期限までに納付しないことを滞納といいます。滞納になると、

まず、督促状により納税を促すこととなります。うっかりして納め忘れた場合でも同じです。

また、滞納した場合には、本来納めるべき税額の他に、延滞金（納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて年14.6%で計算した金額。ただし、納期限の翌日からひと月を経過する日までの期間は、地方税法で定める割合で計算した金額）もあわせて納めていただく必要があります。町税は、納期限までに納付してください。

なお、どうしても納期限までに納付できない場合は、税務課で納付方法などについて相談してください。

■滞納処分

町税を滞納したまましていると、納期限までに納められた方との公平を保つため、また、大切な町税を確保するために、滞納している方の財産（不動産、預金、給料など）を差し押え、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行うことになります。

■町税を大切に

町税の滞納は、納税者にとって不利益であることはもちろん、町にとっても大きな損失となります。それは、滞納を整理するために多額の費用がかかるからです。この費用も結局は、町民の皆さんのために使われるべき貴重な町税から支出されることになります。

町税は、町民皆さんの財産です。納期内自主納税にご協力ください。

問い合わせ／税務課（☎581・2121内線151・153）へ。